

国内平和の国際的条件*

石 黒 馨
石 田 淳

概 要

領域主権国家間の合意に基づいて組織的暴力を抑制する枠組みに対して、冷戦の終結は何をもたらしたのだろうか。言い換えれば、境界の内側における国家による暴力の独占（の相互承認）と境界を越える暴力の抑制に特色づけられる分権的領域秩序は、冷戦の終結によってなぜ揺らいだのか。そして、どうすればその安定を維持できるだろうか。

本稿の主たる目的は、冷戦対立の終結に伴う社会主義連邦の解体や、冷戦戦略としての対途上国援助政策の変更が、境界の内側におけるローカルな勢力分布に生み出した変化に着目しつつ、ゲーム理論を用いて、二勢力間の政治的な対立が武力紛争（内戦）へとエスカレートする論理を明らかにすることにある。特に、多数派による「要求の自制」のコミットメントを少数派が信頼できないために、少数派が「弱者の予防戦争」に訴える誘因を持つことに焦点をあてる。多数派による要求の自制のコミットメントに信頼性を与えるには、要求の増大を相殺するような政治的メカニズムが必要である。ここでは、国内における拒否権の制度化、そしてそれを機能的に代替する国際社会による「条件つき介入」がどのような紛争抑制効果を持つのかを分析する。

キーワード

内戦、国際介入、分権的領域秩序、ゲーム理論、コミットメントの信頼性

はじめに——問題の所在

冷戦の終結を「国際秩序の変動」と捉えることに異を差し挟むものは少ない。とは言え、

* 本稿は、学術振興野村基金の助成を受けて行われた研究「国内紛争への国際社会の介入」の成果の一部である。草稿の段階において、神戸大学、京都大学において報告の機会を得た。特に、鈴木基史氏、中西寛氏から貴重なご助言を頂いた。また、本稿の準備にあたり、芝井清久氏の研究補助を得た。記して感謝申し上げたい。

それをもって何を意味するかを誰もが共有するわけではない。

冷戦期の分断国家がアジアにおいて依然として残存するとは言え、冷戦の終結によって冷戦期型の複合的かつ重層的な対立には終止符が打たれた。第一に、冷戦対立とは、米ソという超大国間の地球規模の権力政治的な対立と、東西両陣営間の政治・経済の体制選択に関するイデオロギー的な対立とが複合するものであった。それゆえに第二に、冷戦期には「大国間の対立」と「途上国内の対立」とが互いに増幅しあうような重層的な関係が存在した。というのも、朝鮮戦争・ベトナム戦争に典型的に見られたように、脱植民地化の過程において、途上国内の体制選択をめぐる対立が、超大国間の権力政治的な対立と容易に連動したからであった。冷戦が終結を迎えることは、このような対立増幅の力学も消滅することを意味した。

では、そのような冷戦が終結することは、国際的な平和と安定を脅かすような暴力が抑制される状況を生み出したのだろうか。内戦という形をとる武力紛争に関しては、一方において、冷戦の終結はそれを抑制するどころか、むしろ促進したかに見える。他方において、内戦に対する国際社会の対応が積極化することで、国際的な平和と安定を脅かす暴力を抑制する国際社会のメカニズムに変化が現れた。

そもそも国際社会は、第二次世界大戦以降、組織化された暴力を抑制するためにどのような処方箋を備えてきたのだろうか。それを、分権的領域秩序 (decentralized territorial order) として以下に素描してみよう¹⁾。分権的領域秩序において、諸国家は互いを隔てる境界線を前提として、第一に、境界の内側では正当に暴力を行使しうる唯一の主体として自律的な意思決定をすることを互いに承認し (言い換えれば互いに内政干渉を控え)、そして第二に境界を越えて暴力を行使することを (国連の集団安全保障体制の下で、個別的・集団的な自衛権の行使を例外として) 禁止してきた²⁾。冷戦終結は、このように国家間の合意に基づいて武力紛争の勃発を抑制するメカニズムに難題をつきつけたのではないだろうか。

本稿ではゲーム理論の分析手法を用いて、以下の三つの理論的な問題に回答を与えることを通じて、内戦の勃発と分権的領域秩序の動揺との関連を明らかにしたい。まず第一に、そもそもなぜ国内における政治対立が武力紛争へとエスカレートするのだろうか。そして第二に、どのような国内制度的な条件が備わるならば、国内の紛争勢力は武力行使を自制するだろうか。そして第三に、国内の紛争勢力による武力行使の自制を可能にするような国際社会の関与とはどのようなものだろうか。

1) Holsti (1995, p. 80) によれば、政治秩序の基礎は、統治の対象となる共同体の定義と、統治原理であるという。

2) 自律的な意思決定主体が並存する状況 (構造的アナーキー) が、国家間の武力紛争につながる論理を解明することがリアリズムの主要な課題であるが、ここではその問題には言及しない。

モデル分析の戦略として、本稿では先行研究においては別個の理論モデルで分析されてきた上記の三つの問題に対して、単一の理論モデルの枠内で論理整合的な回答を与えることを目指す。言い換えれば、基本モデルを可能な限り簡略化することによって、整合的に分析することが可能な領域の拡大を図る。

本稿の構成は以下の通りである。

まず第一節においては、境界内の政治的なパイの分割をめぐる二勢力間の政治的な対立が武力紛争へとエスカレートする過程の基本モデルを提示する³⁾。冷戦の終結のように、対立勢力間の力関係（即ち、境界の内側におけるローカルな勢力分布）に急激な変化がもたらされると、交渉を通じた武力紛争の回避が困難になる。なぜだろうか。時間の経過とともに、多数派が権力基盤を強化する状況を想定しよう。このとき将来における交渉において一層の譲歩を少数派に要求しないと事前に多数派が約束して、そのコミットメントが信頼可能でさえあれば、少数派は「弱者の予防戦争」に訴える誘因をもたないだろう。しかしながら、信頼可能なコミットメントが存在しない場合には、内戦の回避が両勢力の「共通の利益」であるにもかかわらず、それを回避することができない。

第二節においては、武力紛争を回避するための国内の制度的条件について検討する。将来における力の優位を背景に、たとえ多数派が要求の増大を自制しないとしても、その増大分を相殺できるように少数派に対して国内制度上の拒否権が与えられていれば、多数派による「要求の自制」のコミットメントに信頼性が生まれる。この場合には、少数派には勢力分布が不利に転ずる前に予防戦争に訴える誘因が消える。

第三節においては、内戦に対する国際社会の介入を、上記の「拒否権」を機能的に代替するものとして概念化する。即ち、多数派による要求の増大を相殺する形で、国際社会が制裁を加えることが確実に予想されるならば、「(信頼可能な)コミットメント(の不在)の問題」は解消されて、内戦を回避できる。ここで想定する国際社会の関与は、少数派に対する無条件の支援ではない。もしそうであれば、単に、将来に対する「少数派の不安」に「多数派の不安」が取ってかわるだけで、紛争の回避には決してつながらない。それは多数派が「要求の自制」のコミットメントに反する行動をとる場合に限り適用されるものである⁴⁾。このような関与は二つの望ましい性格を持つのではないだろうか。第一に、内戦の回避が共通の利益である限り、少数派のみならず多数派の（即ち、紛争の両当事者の）

3) 基本モデルは、Fearon (1995, 1998) のモデルを可能な限り簡略化したものである。本稿はフィアロンのモデルを単純化することで、彼が議論してはいない「情報の問題」(第一節)、「拒否権」(第二節)、「国際介入」(第三節)についても分析の対象を広げている。「コミットメントの問題」については、石田(2002)が予備的な考察を行っている。

4) 論理的には、多数派が要求の増大を自制するならば、その増大の自制を補償する形で多数派に対して国際社会が「褒章」を与えることでも紛争を回避できる(河村2004)。

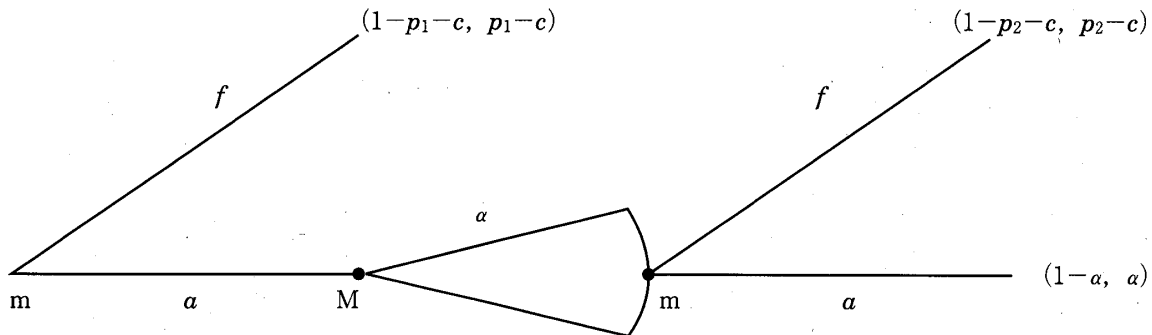
「同意」を期待できる。そして第二に、予想される介入が多数派のコミットメントに信頼性を生み、その結果、弱者が予防戦争に訴える誘因を失うならば、紛争の回避に費用もかからない。この第一の点に関して、介入に対して紛争当事者の「同意」を獲得できる条件とは何だろうか。第三節では、この条件を明らかにする。

第四節において、冷戦終結後の内戦に関する経験分析に対して、本稿の理論分析から導くことのできる含意について整理する。

1 コミットメントの問題

冷戦の終結は、社会主義連邦の解体や、冷戦戦略としての対途上国援助政策の変更を通じて、境界の内側におけるローカルな勢力分布の変化を生んだ⁵⁾。では、ローカルな勢力分布の変化によって、政治的なパイの配分をめぐる二勢力間の対立が武力紛争へとエスカレートするのはなぜだろうか。図1のような、戦略状況を想定しよう。

図1 コミットメントの問題



1) 行為主体：このゲームの行為主体は、境界の内側において対立する少数派 (m) と多数派 (M) である。少数派と多数派は、自治、教育、警察、司法などの領域において少数派の権利をどこまで認めるかをめぐって対立している。ここでは、両派の対立を政治的パイの分割の問題として概念化する。

2) 行動空間：少数派には二回意思決定の機会がある。ともに、少数派は武力行使に訴える (fight を選択するという意味で f) か、訴えない (acquiescence を選択するという意味で a) か、という行動の選択肢をもつ。これに対して多数派には、少数派が第一回目の意思決定で武力行使に訴えなかった場合に手番が回ってきて、大きさ1のパイを少数派との間でどのように分割するかを少数派に対して提案できる。ここで、多数派のシェアを α ($0 \leq \alpha \leq 1$) とする。

5) この点については、石田 (近刊) を参照されたい。

3) 国内状態：両者の行動選択の結果、三つの国内状態が生じる。第一は、少数派が第一回目の手番において武力行使に訴えて内戦が発生する場合（交渉前の内戦）である。第二は、少数派が多数派のパイの分割案を受け入れる場合（国内平和）である。第三は、少数派が第二回目の手番において武力行使に訴えて内戦が発生する場合（交渉後の内戦）である。

4) 多数派と少数派の利得：それぞれの国内状態における多数派の利得を明確にしよう。内戦は人的、財政的な費用（ c ）を伴うギャンブルとして概念化しよう。即ち、少数派が i ($i=1, 2$) 回目の意思決定において武力行使に訴えたならば、多数派は確率 p_i で、パイを独占できる（よって多数派にとってパイのシェアは1）と仮定する。引き分けはないと考えて、確率 $1-p_i$ で、少数派がパイを独占するので、その場合には多数派にとってパイのシェアは0である。ここでは時間の経過に伴って、多数派は権力基盤を強化すると仮定する ($p_1 < p_2$)。 (あるいは、時間の経過に伴って権力基盤を強化する勢力、つまり時間が味方する勢力を多数派として概念化しても良い。) それゆえに、多数派の期待利得は、交渉前の内戦においては $p_1 - c$ となり、交渉後の内戦においては $p_2 - c$ となる。同様に、少数派の期待利得は、交渉前の内戦においては $1 - p_1 - c$ となり、交渉後の内戦においては $1 - p_2 - c$ となる。交渉を通じてパイを分割する場合には、各派の利得は $u(\alpha) = \alpha$ であるとする。

5) ゲームの展開と情報構造：まず少数派が武力行使に訴えるかどうかを選択し、武力行使に訴えればゲームはそこで終了する。武力行使に訴えなければ、多数派に手番が回り、多数派はパイの分割を少数派に提案する。最後に少数派は、再度、武力行使に訴えるかどうかを選択する。上記の状況について、両者は情報を共有しており、情報の不完全性や不完備性は存在しない。

完備情報下のゲームの均衡

まず、サブゲーム完全ナッシュ均衡を求めよう。少数派に第二回目の手番が回ってくる とすれば、多数派によるパイの分割提案に対する少数派の最適反応は、

$$(1) \quad \begin{cases} f, & \alpha > p_2 + c \text{ のとき} \\ a, & \alpha \leq p_2 + c \text{ のとき} \end{cases}$$

となる。このような少数派の反応が予想されるので、多数派は、パイの分割提案 ($\alpha = p_2 + c$) を行うことによって利得を最大化できる。こうして、戦場における勢力分布 (p_2 ,

$1-p_2$) が交渉結果 (α) を規定することになる。少数派にしてみれば、第一回目の手番において武力行使に訴えなければ多数派の分割提案 ($\alpha = p_2+c$) を受け入れざるをえず、その結果、 $1-p_2-c$ を得ることが予想される。武力行使に訴えれば $1-p_1-c$ を得る。勢力分布の変化 ($p_1 < p_2$) を考慮して、少数派は第一回目の手番において武力行使に訴えることを選択することになる。その結果として、内戦が勃発する⁶⁾。

このような形で内戦が勃発することは実は皮肉な結果である。というのも、多数派がパイの分割については、時間の経過に伴い将来において勢力分布がたとえ有利になっても、 $\alpha = p_1+c$ という現在の力関係を反映する形でパイの分割を提案すると約束し、そのコミットメントが信頼可能なものであれば、少数派にとっては第一回目の手番においても第二回目の手番においても武力行使に訴えないことが最適反応であり、その結果、両者は内戦を回避できるからである。そのみならず、内戦（交渉前の内戦）と内戦の回避（国内平和）とを両者の利得に着目して比較すると、内戦を回避することができれば、多数派は少数派の利得を減少させることなく、自派の利得を (p_1-c から p_1+c へと) 増大させることができるのである。その意味で、内戦の回避は両派にとって「共通の利益」であるにもかかわらず、多数派による「要求の自制」のコミットメントに信頼性がないので内戦が勃発するのである。

不完備情報下のゲームの均衡

さて、勢力分布が将来において多数派にとって有利になることが確実であれば、上記の理由で紛争が発生する。しかし、時間の経過が勢力分布にどのような影響をもたらすかは確実であるとは限らない。そこで、勢力分布が将来において多数派にとって有利になることが必ずしも確実ではない状況において、内戦が勃発する条件を分析しよう。

ここで想定するのは、図2のような戦略状況である。図2では、図1の基本モデルに、ゲームの展開と情報構造について若干の修正を施した。即ち、まず自然 (N) が、交渉後の内戦において多数派が勝利する確率を以下のように決定するのである。確率 (q) で、勢力分布は多数派にとって有利になる ($p_2(> p_1)$)。そして確率 ($1-q$) で、勢力分布は少数派にとって有利となる ($p_2(< p_1)$)。ここでは、少数派の第一回目の手番における行動選択の後、多数派のタイプが少数派に示されると仮定する。その意味では、第二回目の手番において少数派は「情報の非対称性」の問題に直面しない。

図3に示したように、少数派が第一回目の手番において武力行使を選択する場合と選択

6) 厳密には、 $p_1+c > 1$ の場合、多数派がパイを独占しても少数派は利得0を確保できるので、敢えて予防戦争に訴えて負の利得を得る誘因は生まれず、内戦は回避される。

図2 不完備情報の問題

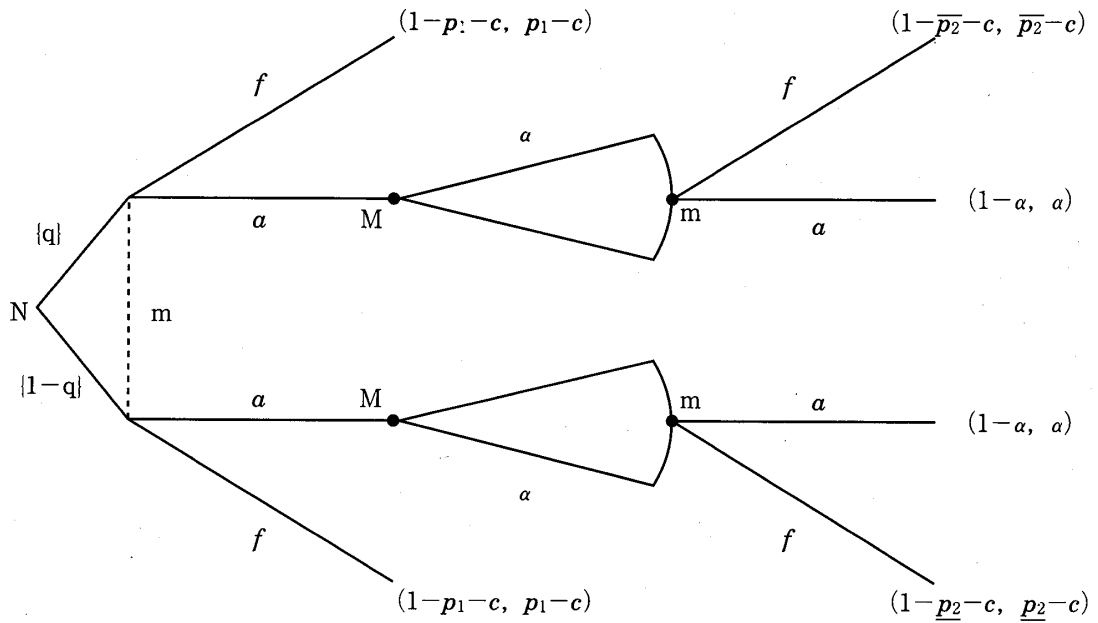
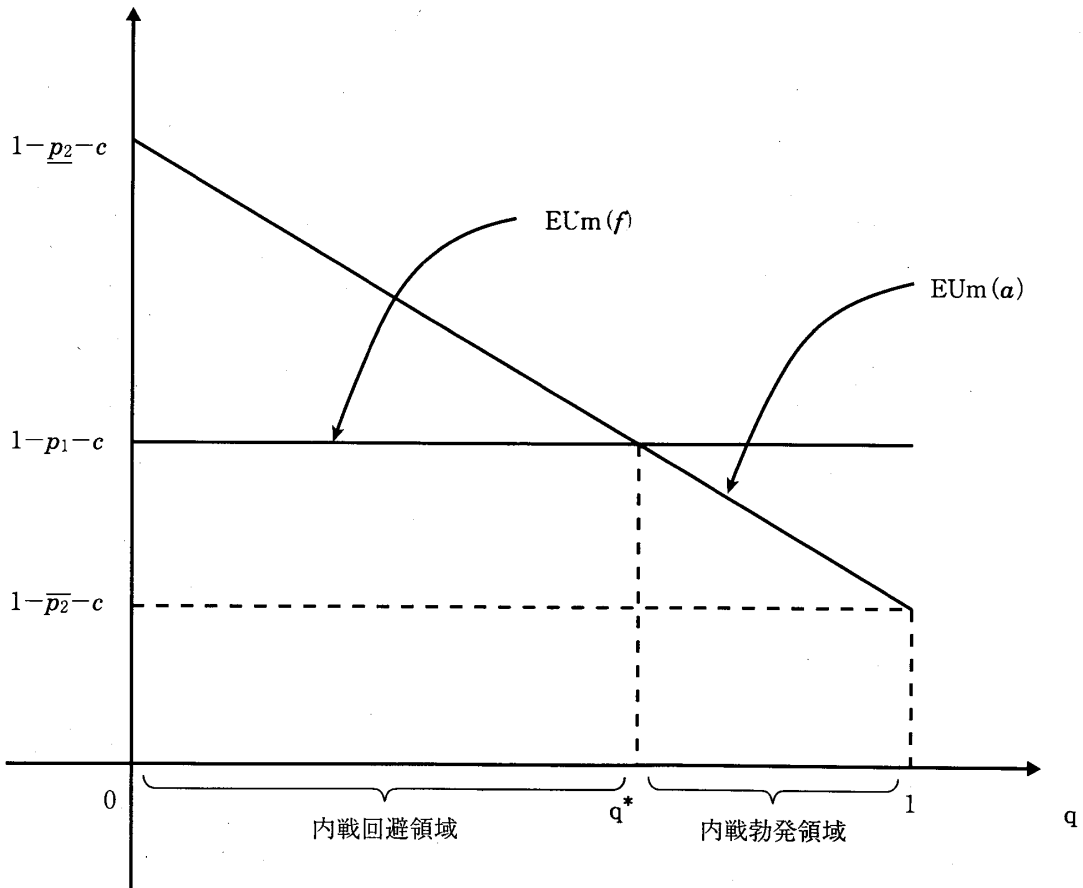


図3 内戦勃発の条件



しない場合の期待効用は、それぞれ $EU_m(f) = 1 - p_1 - c$, $EU_m(a) = q(1 - \bar{p}_2 - c) + (1 - q)(1 - p_2 - c)$ となる。それゆえ、 $EU_m(f) > EU_m(a)$ という条件が成り立つ場合には少数派に武力行使に訴える誘因が生まれる。即ち、勢力分布が将来において確実に多数派に有利になるという条件 ($q=1$ という条件) が成り立たなくても、「情報の問題」が「コミットメントの問題」と錯綜することによって内戦が発生しうるのである。

では、「コミットメントの問題」は現実にはどのような形で武力紛争を惹起したのだろうか。典型的には、社会主義連邦の解体に伴い、連邦の構成単位（たとえば共和国）が独立を達成する過程において、独立後の自集団の政治的位置に不安を覚える集団が自律的な意思決定権をあらかじめ確保しようとするのが、多数派と少数派との間の武力紛争に連動した。このような紛争パターンは、ユーゴ連邦の場合には、クロアチア、ボスニア、コソヴォ、ソ連の場合にはアゼルバイジャン（ナゴルノ・カラバフ紛争）、グルジア（アブハジア紛争、南オセチア紛争）、モルドヴァ（沿ドニエストル紛争）、ロシア（チェチェン紛争）などにおいて観察された（中井 2000）。

また、冷戦戦略として展開された対途上国の援助政策も、冷戦終結を機に大きく転換した。援助政策の転換は、援助額の削減という量的な変化にとどまらず、政治的コンディショナリティを通じた政治的多元化の奨励という質的な変化をも含み、それは政府勢力と反政府勢力の勢力分布に大きな影響を与えたのではないと思われる。この点に関連して、脱植民地化から冷戦終結に至る時期におけるアメリカの対アフリカ援助の六大受益国のうち、ケニアを除いて、リベリア、スーダン、ソマリア、エチオピア、コンゴ（キンシャサ）が、冷戦終結前後に内戦を経験することになったのは示唆的であろう（Holloway and Stedman 2002, p. 175）。

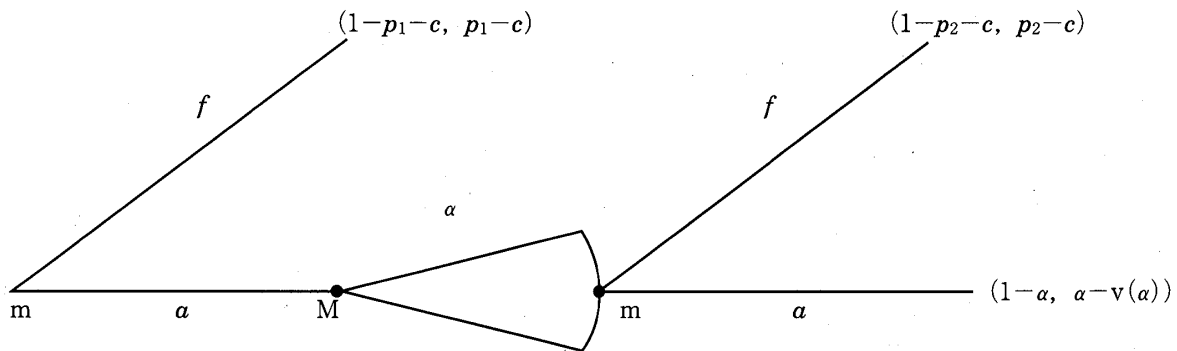
2 コミットメントの制度化

基本モデル（第1節）によれば、多数派は将来における力の優位を背景に少数派に一層の譲歩を迫ることを自制できないために、たとえ自制すると事前に約束するとしても、そのコミットメントに信頼性が生まれないので、少数派は予防的に武力行使に訴える誘因をもつのだ。そうであるとすれば、少数派による予防的武力行使を回避するには、多数派による要求の増大を相殺するメカニズムが必要になる。たとえば、要求の増大を相殺できるような形で制度的に少数派に対して拒否権を認めることがそれに該当する。その場合には、多数派の要求自制のコミットメントに信頼性が生まれるので、少数派には勢力分布が不利に転ずる前に武力行使に訴える誘因が消えるだろう。

既に述べたように、このように制度設計することでコミットメントに信頼性が生まれるとすれば、それは拒否権を与えられる少数派にとってのみならず、拒否権を与える多数派にとっても利益となる。それゆえ、多数派は少数派の拒否権を認めることに同意する誘因を持つであろう (Bates et al. 1998; Casella and Weingast 1995; de Figueiredo and Weingast 1999; Weingast 1998a; Weingast 1998b)。

図4のような戦略状況を想定しよう。

図4 国内制度上の拒否権



注) $v(a) = 0$ if $a \leq a^*$
 $v(a) > 0$ if $a > a^*$

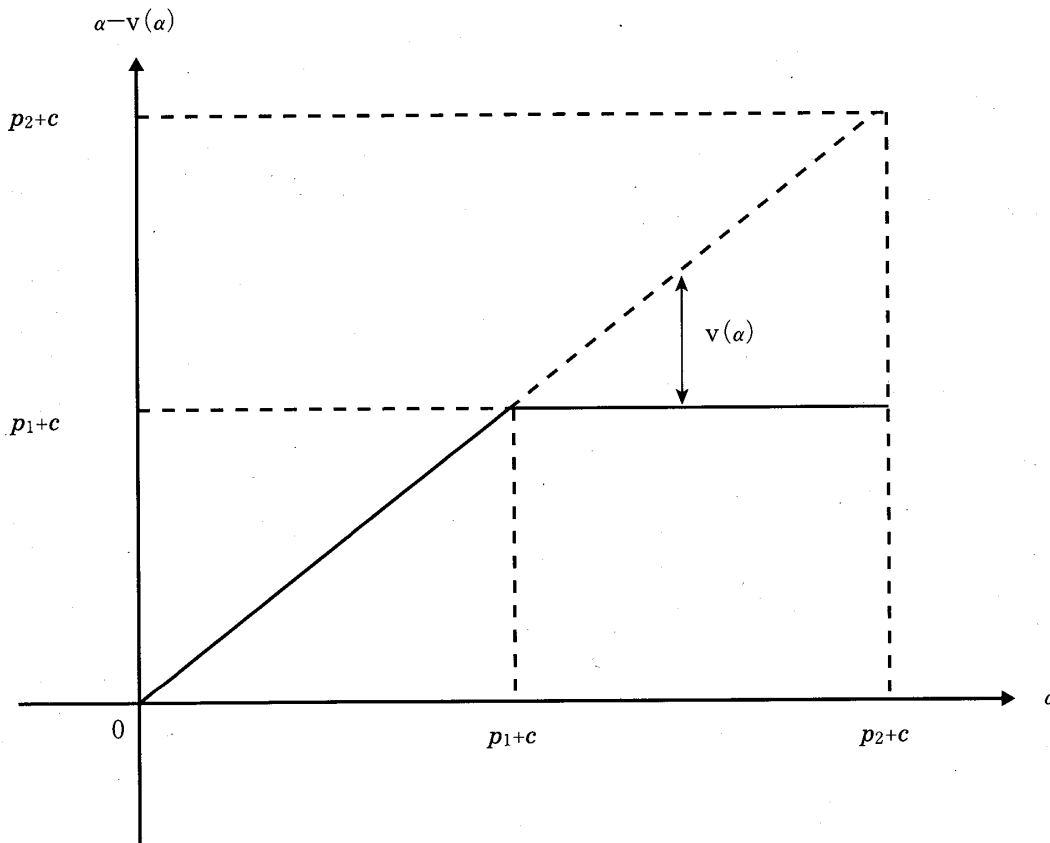
ここでは、基本モデルに、多数派の利得について修正を加えた。即ち、第二回目の手番において少数派が武力行使に訴えなかった場合、言い換えれば、多数派によるパイの分割提案を少数派が受諾する場合に、その提案を無条件に受け入れるのではなく、一定値以上の要求に対して拒否権を行使できるとしよう。ここで多数派の利得は、多数派によるパイの分割提案に応じて $a - v(a)$ とする。

既に述べたように、多数派が $a = p_1 + c$ という形でパイの分割提案を行うと事前に約束し、そのコミットメントが信頼できるものであれば、少数派には予防的に武力行使に訴える誘因は消える。ということは、多数派が事前に約束した以上に要求を増大すれば、それを相殺するような拒否権を設定する必要がある。そのような拒否権を通じて相殺される多数派の要求は、

$$(2) \quad \begin{cases} v(a) = 0, & a \leq p_1 + c \text{ のとき} \\ v(a) = a - p_1 - c, & a > p_1 + c \text{ のとき} \end{cases}$$

という形で整理できる。図5に示したように、多数派が p_1 から p_2 への力の増大を背景に $p_2 + c$ へと要求額を引き上げると、 $v(p_2 + c) = p_2 - p_1$ が相殺されて、 $p_2 + c - v(p_2 + c) = p_1 + c$ となるので、敢えて $p_1 + c$ を越えるシェアを要求する誘因を多数派は持たない。

図5 拒否権の効果



このような拒否権が少数派に認められるとして、サブゲーム完全ナッシュ均衡を求めよう。少数派に第二回目の手番が回ってくるとすれば、多数派によるパイの分割提案に対する少数派の最適反応は、基本モデルの場合と同様である（第一節の数式(1)参照）。このような少数派の反応を予想し、かつ拒否権も考慮した上で、多数派は、利得を最大化できるパイの分割提案 $\alpha = p_1+c$ を行う。このような多数派の提案とそれに対する自陣営の反応 (a) が予想できるので、第一回目の手番において、少数派には敢えて武力を行使する誘因はない。したがって、このような拒否権を設定することによって内戦を回避できるのである。

少数派に拒否権を与えることは、権力基盤を強化した多数派との間で、パイの分割が再び交渉の対象とならないように少数派のシェアを現時点の水準において将来にわたって保証して少数派の不安を取り除くことを意味する。このように再交渉の可能性を予め封じておくことが、多数派の利益に反するどころか、紛争の回避を通じて、その利益に合致することになるのである。

モデル上のこのような拒否権は、現実のどのような制度と対応しているだろうか。遡って第一次世界大戦によるハプスブルク、ロシア、オスマン・トルコの帝国解体は、少数派を境界の内側に含んだ国家の誕生、言い換えれば、少数派を内側に含む形での国家間の境

界の画定につながった。ある国家が境界の内側に少数派を抱えるという状況は、隣接国家の観点からすれば、境界の外側に取り残された同胞を境界の内側に取り込めない状況でもありうる。それゆえ、国内少数派問題は境界を越える武力紛争を惹起しうる「国際問題」(Claude 1955)として認識された。たとえばヴェルサイユ体制の下に、独立の承認あるいは講和の条件として少数派の権利保護(の国内法制化)を戦勝国が要求した。確かに、この事例は国家間の非対称的な勢力分布を背景とするものであって、普遍的に成立したものではなかったが、少数派の国内的な権利保護を通じて武力紛争を回避しようとする着想は、本節の議論と通じるところがある。

3 国際社会による条件付き介入

国内紛争における多数派と少数派との交渉において、多数派にとって最も望ましいのは、少数派に対する政治的譲歩の幅を可能な限り抑えることである。しかし、このような多数派の行動に対して、少数派は軍事行動を起こす可能性がある。このとき、多数派は、少数派が受け入れ可能な和平案を提案することができる。しかし、多数派は、国内情勢が有利に展開すれば、少数派に提案した和平案をそのまま実施するとは限らない。もし第三者の介入がなければ、多数派はより有利な和平案を実施しようとするだろう。少数派はこのような多数派の行動を予想し、多数派に有利な和平案が実施される前に、軍事行動(予防戦争)を起こす可能性がある。Walter (1997, 2002) や Fearon (1998) は、国内紛争におけるこのような多数派の少数派に対するコミットメントの問題の重要性を指摘した。

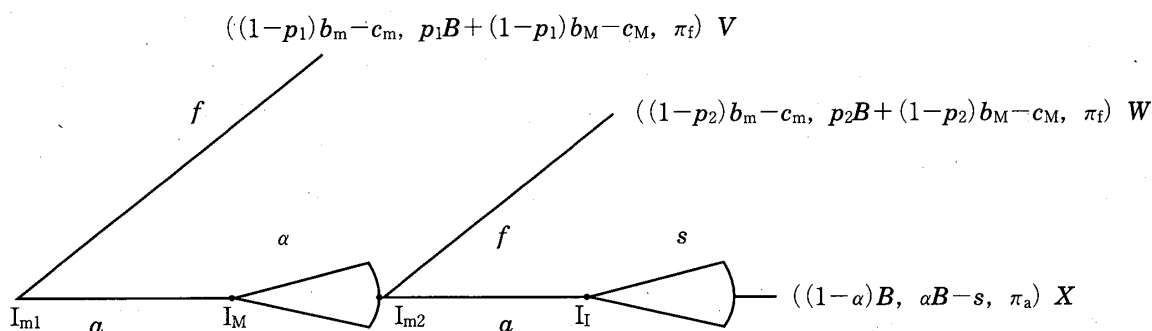
しかし、国際社会が多数派の和平実施案にコンディショナリティをつけ、それを満たさなければ十分に大きなペナルティを科すとしよう。このとき、少数派が受け入れ可能かつ国際社会のコンディショナリティを満たすような和平案を多数派が実施し、コミットメントの問題が解決され、国内紛争が回避される可能性がある。

3-1 国際社会の条件付き介入のモデル

国内紛争の原因になるコミットメント問題を国際社会の条件付き介入によって解決する簡単なモデルを構成しよう。このモデルは、国際社会が多数派に科すコンディショナリティとペナルティを加えることによって Fearon (1998) のモデルを拡張したものである。国際社会の国内紛争への介入については、Carment and Rowlands (1998), Werner (2000), Cetinyan (2002), 石黒 (2004) がゲーム理論によるモデル分析をしているが、コ

ミットメント問題については考慮していない。Walter (1997, 2002) は、コミットメント問題の解決における国際社会の介入の重要性を指摘しているが、国際社会の条件付き介入については検討していない。本稿の国際社会の条件付き介入モデルは、完備情報下の一回限りの四段階のゲーム・モデルである (図6を参照)。

図6 国際社会の条件付き介入のモデル



1) 行為主体：このゲームの行為主体は、1. 国内紛争の一方の当事者である多数派 (M), 2. 紛争のもう一方の当事者の少数派 (m), 3. 国内紛争に介入する国際社会 (I) である。少数派の権利をどこまで認めるかをめぐって、多数派と少数派の利害は対立している。多数派の目的は、少数派に対する政治的譲歩の幅を可能な限り抑えることである。少数派の目的は、多数派に軍事的政治的に抵抗することによってその政治的経済的権限を拡大することである。国際社会の目的は、国内紛争を回避し、国内平和を達成することであり、少数派を一方向的に支援することではない⁷⁾。

2) 行動空間：多数派と少数派および国際社会の選択肢をそれぞれつぎのように想定しよう。多数派の行動は、少数派の権限拡大の要求に対して、どのような和平案 α ($0 \leq \alpha \leq 1$) を提案するかである。その提案次第では、少数派が軍事行動を起こし、国内紛争になる可能性がある。国内紛争が回避されても、多数派が十分な譲歩をしない場合には、国際社会が多数派にペナルティを科す可能性もある。

少数派には二回意思決定の機会がある。最初の少数派の行動は、多数派の和平案を容認する (a) か、それを容認せず予防戦争に出る (f) かである。二回目の行動は、多数派の和平案を認めた後、多数派が和平案を実施する段階で、その実施案を受け入れる (a) か、あるいはそれを拒否して軍事行動に出る (f) かである⁸⁾。

7) Carment and Rowlands (1998) のモデルでは、少数派が事前に排除され、少数派を支持する国際社会が多数派と代理戦争を行う形式になっている。しかし、一般的には少数派と国際社会の目的関数は異なり、このようなモデルは国際社会の国内紛争への介入モデルとしては適切ではない。

8) Walter (2002) は、国内紛争の交渉過程を、和平協議の開始、和平協定の締結、和平協定の実施の三つに区別している。ここでは、少数派による和平協議の受け入れ (第一段階)、多数派による和平実施案の提案 (第二段階)、少数派による和平案実施の容認 (第三段階) に分けられる。国際社会の条件付き介入は第四段階である。

国際社会の行動は、多数派と少数派が和平交渉を行う場合に、多数派の和平案にどのようなコンディショナリティ α^0 をつけ、それが満たされなければどのようなペナルティ s を科すかである。国際社会は、多数派の和平案がコンディショナリティを満たす場合にはペナルティを科さないが、それを満たさない場合には多数派にペナルティを科す。このペナルティには、経済制裁から軍事制裁まで多様な形態がある。

3) 国内状態：多数派と少数派および国際社会の意思決定の結果、三つの国内状態が生じる。第一は、少数派が多数派の和平案の提案を容認せず、軍事行動を起こす場合 (V : 予防戦争) である。第二は、少数派が多数派の和平案を受け入れるが、多数派の和平実施案を拒否し、国内紛争が発生する場合 (W : 軍事対立) である。第三は、多数派の和平実施案に対して、少数派がそれを受け入れ、国際社会が条件付きで介入する場合 (X : 国際介入) である。国際社会は、多数派の和平実施案がコンディショナリティを満たす場合 (X_0) にはペナルティを科さないが、それを満たさない場合 (X_1) には多数派にペナルティを科す。

少数派が受け入れ可能でかつ国際社会のコンディショナリティを満たすような和平案を多数派が実施すれば、国内平和が達成される。しかし、少数派が和平案を拒否したり、和平実施案を受け入れない場合には、国内紛争が発生する。また、多数派の和平実施案に対して、少数派がそれを受け入れても、コンディショナリティを満たさない場合には、国際社会がペナルティを科すことになる。

4) 多数派の利得：それぞれの国内状態における多数派の利得を明確にしよう。国内状態 V や W のように国内紛争が発生する場合に、多数派が一回目の紛争で勝つ確率を p_1 、二回目の紛争で勝つ確率を p_2 、多数派が紛争に勝利した場合のその利得を B (紛争前の総利得)、少数派が紛争に勝利した場合の多数派の利得を b_M 、紛争に伴う多数派のコストを c_M としよう。少数派が勝利する場合の少数派の利得を b_m とすれば、このとき $B > b_M + b_m$ のように仮定する。これは少数派が勝利する場合には、全体として大きな損失が生じることを意味している。また、多数派が紛争で勝利する確率 $p_i (i=1, 2)$ は、少数派が予防戦争に出る場合 (V) よりは多数派が軍事対決する場合 (W) の方が大きいとしよう ($p_1 < p_2$)。これは例えば、時間の経過とともに多数派が十分な軍事力を整備することができ、その結果、多数派が紛争に勝利する確率が大きくなるというように想定してもよい。

このとき、多数派の利得は、少数派が予防戦争に出る場合 (V) には $p_1 B + (1-p_1) b_M - c_M$ となり、少数派と軍事対立する場合 (W) には $p_2 B + (1-p_2) b_M - c_M$ となる。少数派が和平実施案 $\alpha (0 \leq \alpha \leq 1)$ を容認する場合 (X) には、多数派の利得は、国際社会がペナルティ s を科さない場合 (X_0) には αB となる。国際社会がペナルティ s を科す場合 (X_1) には、 $\alpha B - s$ となる。ここで、 $s \geq 0$ である。

5) 少数派の利得：少数派の利得は以下のようになる。国内状態 V や W のように紛争が発生する場合に、少数派が一回目の紛争で勝つ確率は $(1-p_1)$ 、二回目の紛争で勝つ確率は $(1-p_2)$ である。少数派が紛争に勝利した場合の少数派の利得は b_m である。紛争に伴う少数派のコストは c_m とする。このとき、少数派の利得は、少数派が予防戦争に出る場合 (V) には $(1-p_1)b_m - c_m$ となり、多数派と軍事対立する場合 (W) には $(1-p_2)b_m - c_m$ となる。多数派の和平実施案 α ($0 \leq \alpha \leq 1$) に合意する場合 (X) には、少数派の利得は $(1-\alpha)B$ である。国際社会の介入は少数派の利得には直接的には影響しない。

6) 国際社会の利得：国内紛争が発生する場合 (V , W) の国際社会の利得を π_f 、和平案が実施される場合 (X) の利得を π_a とする。和平案が実施される場合に、国際社会が得る利得 π_a は、多数派が実施する和平案の内容によって異なる。多数派がコンディショナリティ α^0 を満たす提案を実施すれば ($\alpha \leq \alpha^0$)、ペナルティを科す必要はなく ($s = 0$)、このときの利得を π_{a0} とする。多数派がコンディショナリティ α^0 を満たさなければ ($\alpha > \alpha^0$)、ペナルティを科すことになり ($s > 0$)、このときの利得を π_{a1} とする。ここで、ペナルティを科すためには国際社会はコストを負担しなければならないので、 $\pi_{a0} > \pi_{a1}$ とする⁹⁾。

国際社会にとって問題は、国内紛争を回避するためにどのようなコンディショナリティ α^0 を課し、それが満たされない場合にどのようなペナルティ s を科すかである。ここで、国際社会にはこのような任務を果たす意思と能力が十分にあると想定する¹⁰⁾。

7) ゲームの展開と情報構造：ゲームは、多数派が少数派に和平案を提案するところから始まる。この提案を受けて、最初に、少数派が、多数派の提案を容認するか、それを拒否して予防戦争に出るかを選択する。第2に、少数派が多数派の提案を受け入れた後、多数派はどのような和平案を実施するかを選択する。第3に、多数派の和平案の実施に対して、少数派はそれを受け入れるか、それともそれを拒否し軍事対決するかを選択する。最後に、多数派と少数派が和平実施案に合意すれば、国際社会は、多数派の和平実施案とコンディショナリティをもとに多数派にどれだけのペナルティを科すかを決定する。

以上のような状況について、多数派も少数派も国際社会も十分に把握しており、情報の不完全性や不完備性は存在しない¹¹⁾。

9) ここでは国際社会の利得、介入のコスト、介入の効率性は明示的ではない。Carment and Rowlands (1998) は、従来の議論が国際社会の介入コストを軽視している点を指摘した。その後、国際社会の利得や介入コストについては Werner (2000) が、国際社会の介入の効率性については Cetinyan (2002) が明示的に議論している。

10) 多数派がコンディショナリティを満たさない和平案を実施する場合でも、国際社会は、ペナルティを科さない可能性がある。これは国際社会の介入に関する「もう1つのコミットメント問題」である (石黒, 2004)。

3-2 国際社会の介入と均衡戦略

このゲームの均衡は、行為主体の最適な戦略からなる戦略の組であり、サブゲーム完全ナッシュ均衡である。このようなゲームは後ろ向きの推論によって解くことができる。図6の情報集合 $I_i (i=m_1, m_2, M, I)$ において各行為主体の行動を規定するのがその戦略である。

1) 国際社会が介入しない場合：国際社会が多数派の和平案の実施にコンディショナリティもペナルティも科さない場合には、Walter (1997, 2002) や Fearon (1998) が指摘したようにコミットメント問題が生じる（第一節参照）。このようなゲームでは多数派は、最初に少数派が受け入れるような和平案 α^{**} を提案したとしても、その実施の段階でそれを履行するという保証はない。和平案の受諾と予防戦争の利得が等しい場合には、少数派が和平案を受け入れるとすれば、多数派は最初に以下のような和平案 α^{**} を提案するだろう。

$$(3) \quad \alpha^{**} = 1 - (1/B) \{ (1-p_1)b_m - c_m \}, \quad (1-p_1)b_m - c_m > 0 \text{ のとき}$$

少数派は、最後の手番（情報集合 I_{m2} ）において和平実施案の受け入れと軍事行動のどちらを選択するだろうか。少数派は、和平実施案を受け入れれば $(1-\alpha)B$ の利得を得、軍事行動をとれば $(1-p_2)b_m - c_m$ の利得を得る。和平実施案の受け入れと軍事行動の利得が等しい場合には和平実施案を受け入れるとすれば、少数派の選択は、

$$(4) \quad \begin{cases} a, & (1-\alpha)B \geq (1-p_2)b_m - c_m \text{ のとき,} \\ f, & (1-\alpha)B < (1-p_2)b_m - c_m \text{ のとき,} \end{cases}$$

となる。少数派の選択は、多数派が提案する和平実施案 α の値に依存する。

多数派は、このような少数派の行動を予想しながら、二番目の手番（情報集合 I_M ）で和平案 α を実施する。このとき、多数派は和平案を実施する場合に、 α を大きく設定するほど、利得 αB を大きくすることが出来る。しかし、 α を大きくしすぎると、少数派が軍事行動に出る。少数派が軍事行動を起こした場合の多数派の利得が和平合意のその利得を下

11) 国際社会の介入の不確実性を考慮した不完備情報下の国際介入の簡単なモデルについては、Walter (2002) や石黒 (2004) を参照のこと。Werner (2000) は、国際社会の介入コストに関する情報の非対称性を考慮したモデルを提示している。

回るとすれば、多数派は、少数派が和平案を受け入れる範囲で、出来るだけ大きな α を設定するだろう。このような多数派の和平実施案 α^* は、以下のようになる。

$$(5) \quad \alpha^* = \begin{cases} 1 - (1/B) \{(1-p_2)b_m - c_m\}, & (1-p_2)b_m - c_m \geq 0 \text{ のとき} \\ 1, & (1-p_2)b_m - c_m < 0 \text{ のとき.} \end{cases}$$

このとき、多数派の利得は、少数派が軍事行動を起こした場合には $p_2B + (1-p_2)b_m - c_m$ であり、和平合意の場合には α^*B である。仮定より $B > b_M + b_m$ であるので、多数派は少数派が和平実施案に合意することを望む。

少数派は、このような多数派の和平実施案 α^* を予想しながら、一回目の手番（情報集合 I_{m1} ）で最適な選択を行う。少数派は、予防戦争に出た場合には $(1-p_1)b_m - c_m$ の利得を得、多数派の提案を容認した場合には $(1-\alpha^*)B = (1-p_2)b_m - c_m$ の利得を得る。時間の経過とともに多数派が有利になるという $p_1 < p_2$ の仮定から、少数派は1回目の手番で予防戦争に出ることになる（注6参照）¹²⁾。

したがって、国際社会のような第三者が介入しない場合には、多数派が最初に和平案 α^{**} を提案したとしても、実施段階で多数派に最適な案は α^* であり ($\alpha^{**} < \alpha^*$)、多数派は α^* を実施するインセンティブをもっている。このとき、少数派は多数派の最初の和平案 α^{**} を信頼せず、最初の手番で予防戦争に出ることになり、国内紛争が発生する。国内紛争が発生する原因は、多数派が事前に和平案 α^{**} にコミットできないことにある。

2) 国際社会が介入する場合：多数派と少数派の交渉に国際社会が条件付きで介入する場合には、和平合意が実現し、国内紛争が回避される可能性がある。

国際社会は、多数派の和平案の実施に以下のようなコンディショナリティ α^0 とペナルティ s をつけるとしよう。

$$(6) \quad \alpha^0 = \alpha^{**}$$

$$(7) \quad s = \begin{cases} 0, & \alpha \leq \alpha^0 \text{ のとき,} \\ B(\alpha - \alpha^0), & \alpha > \alpha^0 \text{ のとき.} \end{cases}$$

国際社会は、少数派が最初の手番で予防戦争に出ないような和平案 α^{**} をコンディショナリティ α^0 として多数派に課す。このコンディショナリティ α^0 が α^{**} より大きいと、少

12) クロアチア領内のセルビア人、ナゴルノ・カラバフのアゼルバイジャン人、スリランカのタミール人のように、外部からの支援が期待できる場合には、これらの少数派が予防戦争で勝つ主観的確率を高め (p_1 の低下)、コミットメント問題から国内紛争を引き起こす可能性が大きくなる。

数派の予防戦争を回避することは出来ない。 α^0 が α^{**} より小さい場合には、予防戦争を回避することはできる。しかし、 α^0 をどのような水準に設定するのが適切かに関して説得力のある説明が必要になる¹³⁾。 α^0 が α^{**} より小さいほど、国際社会は少数派に有利に介入することになる。これは介入の中立性という点で問題が生じるかもしれない。また、多数派の和平案の実施がこのコンディショナリティを満たす限りは ($\alpha \leq \alpha^0$)、多数派にペナルティを科さない ($s = 0$)。しかし、この条件を満たさない場合には ($\alpha > \alpha^0$)、国際社会は多数派にペナルティを科す ($s > 0$)。ペナルティ s の大きさは、多数派の提案する α の値に依存し、内生的に決定される¹⁴⁾。

国際社会の以上のような介入に対して、多数派はどのような和平案 α を実施するだろうか。多数派は、コンディショナリティを満たせば αB の利得を得、それを満たさなければ $\alpha^* B - s$ の利得を得る。多数派はコンディショナリティを考慮しなければ、少数派との軍事対立を回避する条件 α^* を実施するだろう。二つの状態の利得が等しいときには、コンディショナリティを受け入れるとしよう。このとき、多数派がコンディショナリティ α^0 を受け入れる条件は、以下のようになる。

$$(8) \quad s \geq -B\alpha + B\alpha^*$$

少数派が最初の手番で和平案を受け入れる条件は、以下のようになる。

$$(9) \quad \alpha \leq \alpha^{**}$$

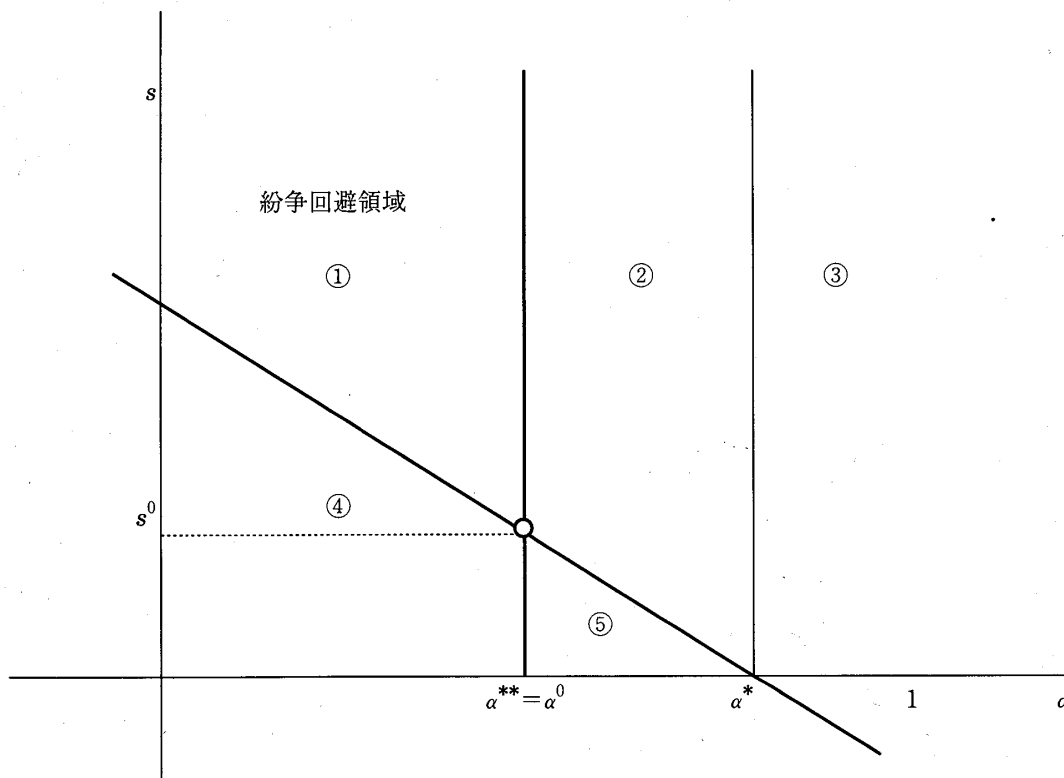
多数派が (8) 式と (9) 式を満たすような和平案を提案すれば、国内紛争は回避される。

図 7 は、以上の分析を図解したものである。図 7 は五つの領域に分けられる。それぞれの領域のサブゲーム完全ナッシュ均衡は以下のようになる。領域①: $(\alpha^0, (a, a), 0)$ 、領域②: $(\alpha^0, (f, a), 0)$ 、領域③: $(\alpha^0, (f, f), 0)$ 、領域④: $(\alpha^*, (f, a), s^0)$ 、領域⑤: $(\alpha^*, (f, a), s^0)$ 。国内紛争が回避されるのは領域①である。この領域①内で、多数派は、少数派が和平案を受け入れ、国際社会が課すコンディショナリティを満たすような $\alpha = \alpha^0 = \alpha^{**}$

13) Cetinyan (2002) のモデルでは、国際社会は最適な介入水準を持っている。しかし、その水準がどのような意味で最適なのかについては説得的な説明はない。しかも、均衡における国際社会の介入水準、少数派の要求、多数派の譲歩がすべてこの国際社会の最適な介入水準に依存しているという問題がある。

14) Carment and Rowlands (1998) と Werner (2000) は、国際社会の介入の程度が内生的に決定される点を重視している。前者は強い介入 (peace forcing) と弱い介入 (peace keeping) の選択問題を扱い、後者は連続的な介入関数を用いて介入水準を検討している。本稿のモデルの場合、 $s(\alpha) = B(\alpha - \alpha^{**})$ となり、第二節の議論と重なる。すなわち、将来における力の優位を背景とした多数派による要求の増大を、国際社会の制裁は相殺する効果をもつことになる。

図7 国際社会の介入と均衡戦略



注) $s^0 = (p_2 - p_1)b_m$
 $\alpha^0 = 1 - (1/B) \{ (1 - p_1)b_m - c_m \}$

を提案する。このような和平案に対して、国際社会は何らペナルティを科さない ($s = 0$)¹⁵⁾。多数派がコンディショナリティを満たしている限り、国際社会はペナルティを科すことによるコストを負担する必要はない。

以上のように情報が完全な世界では、国際社会が介入するか否かが結果に重要な相違をもたらす。国際社会の介入がない場合には国内紛争が発生する。国際社会の介入がある場合には、和平案が合意され、国内紛争は回避される。

3) コンディショナリティとペナルティ：国際社会が多数派に課すコンディショナリティ α^0 とペナルティ s^0 は、以下のように初期条件（パラメータ）によって影響を受ける。 s^0 は、多数派が和平案 α^{**} を提案しながら、実際には α^* を実施しようとする場合に、国際社会が科すペナルティである。

$$(10) \quad \begin{cases} s^0 = B(\alpha^* - \alpha^{**}) = (p_2 - p_1)b_m, \\ \alpha^0 = 1 - (1/B) \{ (1 - p_1)b_m - c_m \}, \end{cases}$$

15) 多数派は国際社会の介入（ペナルティ）を阻止するような和平案を提示することが出来る。これは、形式的には Werner (2000) の介入阻止のモデルと類似している。

図8は、パラメータの変化がコンディショナリティ α^0 とペナルティ s^0 に及ぼす影響を表したものである。図の縦軸は国際社会が科すペナルティ s を表し、横軸は多数派が提案する和平案 α を表す。白丸○は初期状態のコンディショナリティ α^0 とペナルティ s^0 を表す。

図8 コンディショナリティとペナルティ

図8-1 p_1 の増大

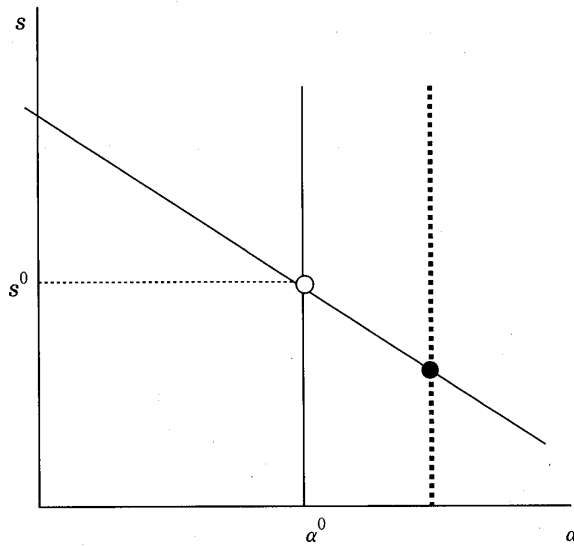


図8-2 p_2 の低下

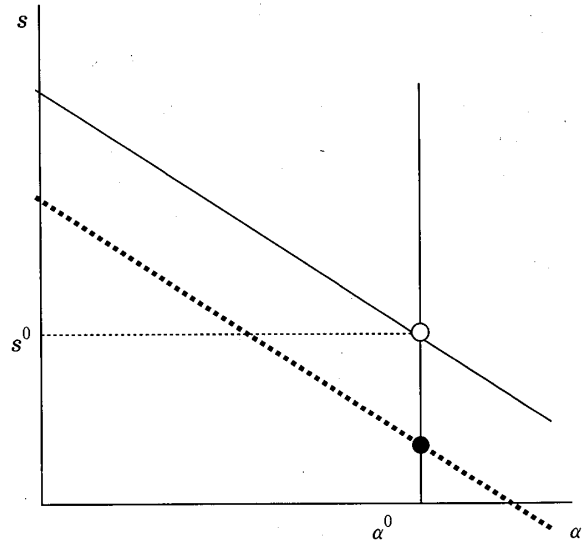


図8-3 B の低下, c_m の低下

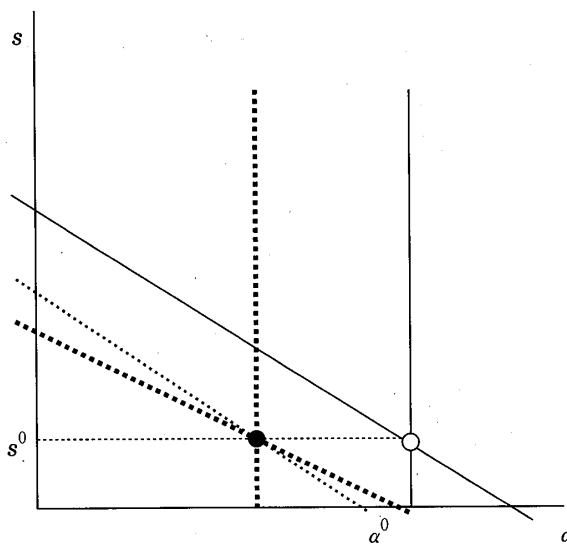
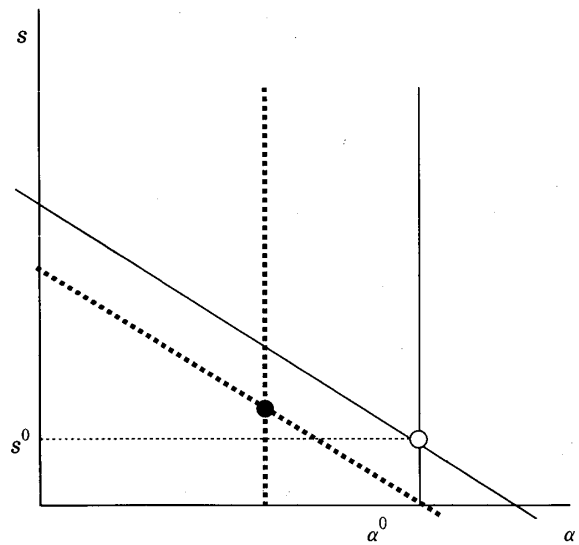


図8-4 b_m の増大



注) 傾きの緩い点線は B の低下
傾きのきつい点線は c_m の低下

し、黒丸●はパラメータの変化後のその状態を表す。

多数派が一回目の紛争で勝つ確率 p_1 が大きい場合には、紛争回避領域は拡大する。このとき、コンディショナリティ α^0 の値は多数派に有利に大きくなり、ペナルティ s^0 は小さくなる (図8-1)。 p_1 が十分に大きい場合 ($(1-p_1)b_m - c_m < 0$ のとき) には、少数派が予防戦争に出るインセンティブを失い、コミットメント問題自体が存在しなくなる可能性がある。多数派が二回目の紛争で勝つ確率 p_2 が小さい場合にも、紛争回避領域は拡大するが、コンディショナリティ α^0 の値は変わらない。しかし、ペナルティ s^0 は小さくなる (図8-2)。

初期の総利得 B が小さく、少数派の紛争のコスト c_m が小さい場合には、紛争回避領域の変化は不確定である。コンディショナリティ α^0 の値は少数派に有利に小さくなるが、ペナルティ s^0 は変化しない (図8-3)。少数派が勝った場合の利得 b_m が大きい場合にも、コンディショナリティ α^0 の値は少数派に有利に小さくなるが、ペナルティ s^0 は大きくなる (図8-4)。

4 経験分析のための論点

冷戦終結後の内戦に関する経験分析に対して、このような理論分析からどのような含意を導けるだろうか。四点に整理して指摘したい。

まず第一に、冷戦の終結が内戦の勃発を促進した面があるとは言え、冷戦の終結という秩序変動がグローバルなものであったにもかかわらず、冷戦終結後に内戦が各地で様に発生した訳ではない。冷戦終結後の内戦は、旧社会主義諸国とアジア・アフリカの途上国に集中するというパターンが観察されてきた。この地域的多様性をどのように説明できるだろうか。本稿では、政治対立が武力紛争へとエスカレートする条件として「ローカルな勢力分布」の急激な変化を強調した。その変化が、冷戦の終結を通じて「社会主義連邦の解体」と、「冷戦戦略の一環としての対途上国援助政策の変化」の所産としてもたらされたのではないだろうか。前者の類型についても、連邦の解体が一様に「ローカルな勢力分布」の急激な変化をもたらした訳ではない。旧ユーゴスラヴィア連邦の場合にも、連邦を構成していた共和国が独立を達成する過程において、連邦の解体が必ずしもエスニック・グループ間のローカルな勢力分布の急変に直結しなかったマケドニアでは紛争が回避されたことは本特集号の河村論文も指摘する通りである。

第二に、本稿では、対立を所与のものとして、それが武力紛争化する条件を分析したが、エスニック紛争の場合、「グループ間の政治的対立」が「武力紛争」を生み出すだけでは

なく、「武力紛争」が個人の敵対的アイデンティティの形成を通じて「グループ間の対立」を生み出すという側面もあるだろう。確かに、本稿は後者の因果経路を明示的に分析対象とはしていないが、この点に関して分析の手がかりを提供している。

後者の因果経路が存在する場合、紛争当事者にとって事前に武力紛争の結果を予測することは困難になる。この状況は、本稿の文脈では、「コミットメントの問題」と「不完備情報の問題」とが錯綜する状況として理解できる（第一節参照）。その場合、将来、ローカルな勢力分布が必ずしも確実に不利に転ずるという予測が存在しないにもかかわらず、少数派には武力紛争に訴える誘因が生まれる。その意味において、敵対的なアイデンティティの形成は紛争の勃発を促進するだけに、その政治過程の理解は重要であろう。

第三に、本稿では、二勢力間の政治対立が武力紛争へとエスカレートする条件を探ったが、現実の紛争においては、必ずしも特定の二勢力が、「戦場」においては紛争当事者として、「交渉のテーブル」においては交渉当事者として対峙するとは限らない。

国際社会が国内和平過程に関与する状況において、正統政府が存続する場合には、交渉のテーブルにどの勢力が着席することを認めるかという点について、当該政府が事実上の「拒否権」を持つことがある。その結果、ルワンダ内戦の際のアルーシャ協定（本特集の武内論文参照）のように、有力な紛争勢力を、交渉のテーブルから排除することによって、当該勢力が遵守の意思を持たないような和平合意が形成されることがある。このような和平合意は、国内紛争を終結させることはできないだろう。逆に、ソマリア内戦のように、破綻国家における和平交渉を国際社会（たとえば国連）が仲介する場合には、紛争の主たる当事者以外の勢力が交渉のテーブルに加えられることがある。というのも、事後の交渉が事前の武力行使を正当化することになりかねず、紛争当事者間の交渉によって平和の構築を目指すことには限界があるからである。しかしこの場合にも、交渉結果が戦場の力関係を反映せずに、一部の紛争勢力が遵守の意思を持たないような和平合意が形成されかねない（佐伯 2004）。

第四に、第三節の議論が示す通り、「ローカルな勢力分布」の変化によって少数派に対して一段と優位に立つ多数派は、力の優位を背景に少数派に対して要求を増大する誘因を持つので、内戦を回避するには、国際社会が要求の増大を相殺するような介入を実行しなければならない。しかし、国際社会には果たして介入を実行する誘因が存在するのだろうか。国際社会による介入のコミットメントに信頼性があるかどうかは、国際社会にとって当該地域の平和を維持することの便益と介入の費用に依存するだろう。国際社会による介入の費用は、多数派の要求の増大幅が大きければ大きいほど高くなるだろうが、後者はさらに、ローカルな勢力分布の変化の程度に依存するだろう。即ち、平和維持の便益が小さく、ローカルな勢力分布の変化が大きければ大きいほど、国際社会のコミットメントの信

頼性は下がるという関係にあると言えるだろう。

また、本稿では、国際社会は少数派を無条件に支援する勢力ではなく、多数派と少数派との間の紛争の回避に利益を見出す勢力として概念化している。そうであるとすれば、当該地域の平和は、国際社会の構成員にとって「公共財」であって、それを提供するための費用を国家間の合意に基づいて分担する場合において、各国に他国の自発的負担にただ乗りしようという誘因も生まれるだろう。この費用分担の際の「集合行動（行為）問題」が深刻であればあるほど、国際社会のコミットメントの信頼性が低下して内戦は回避しがたいものとなるのではないだろうか。

おわりに

小論を結ぶにあたって、再度、分権的領域秩序の新たなる局面という観点から、以上の議論を整理しておこう。冷戦対立の終結に伴う社会主義連邦の解体や、冷戦戦略としての対途上国援助政策の変更は、境界の内側におけるローカルな勢力分布に急激な変化を生み出した。多数派が少数派に対する政治的要求の増大を自制できない状況においては、少数派も「弱者の予防的武力行使」を自制できず、その結果、政治対立が武力紛争へとエスカレートしたのではないだろうか。

境界の内側における暴力が、国際的な平和と安定を脅かすことは間違いないが、無限定な干渉と武力行使は、領域的分権秩序の安定を損なう。では、当事者の同意を確保しつつ抑制することは可能だろうか。まず第一に、境界の内側における紛争の回避が、紛争の当事者にとっての「共通の利益」である限り、少数派の権利保護の国内法制化を促して、多数派による「要求自制」のコミットメントを制度化するという選択肢があるだろう（吉川、2000）。第二には、第一の選択肢を補完・代替するものとして、当事者の同意に基づく国際社会の関与という選択肢があるのではないだろうか。本稿は、この二つの選択肢について理論的考察を行った。

参考文献

- Bates, Robert H, Rui J. P. de Figueiredo, Jr., and Barry R. Weingast. 1998. "The Politics of Interpretation: Rationality, Culture, and Transition," *Politics & Society*. 26: 603-642.
- Carment, David, and Dane Rowlands. 1998. "Three's Company: Evaluating Third-Party Intervention in Intrastate Conflict," *Journal of Conflict Resolution*. 42: 572-599.
- Casella, Alessandra, and Barry R. Weingast. 1995. "Elements of a Theory of Jurisdictional Change," in Barry Eichengreen, Jeffrey Frieden, and Juergen von Hagen, eds, *Politics and Institutions of*

- European Integration*. New York: Springer Verlag.
- Cetinyan, Rupen. 2002. "Ethnic Bargaining in the Shadow of Third-Party Intervention," *International Organization*. **56**: 645-677.
- Claude, Inis. 1955. *National Minorities: An International Problem*. Cambridge: Harvard University Press.
- de Figueiredo, Rui J. P., and Barry R. Weingast. 1999. "The Rationality of Fear: Political Opportunism and Ethnic Conflict," in Barbara F. Walter and Jack Snyder, eds., *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*. New York: Columbia University Press.
- Fearon, James D. 1995. "Rationalist Explanations for War." *International Organization*. **49**: 379-414.
- _____. 1998. "Commitment Problems and the Spread of Ethnic Conflict," in David A. Lake and Donald Rothchild, eds., *The International Spread of Ethnic Conflict: Fear, Diffusion, and Escalation*. Princeton: Princeton University Press.
- Holloway, David, and Stephen John Stedman. 2002. "Civil Wars and State-Building in Africa and Eurasia," in Mark R. Beissinger and Crawford Young, eds., *Beyond State Crisis? Postcolonial Africa and Post-Soviet Eurasia in Comparative Perspective*. Washington, D. C.: Woodrow Wilson Center Press.
- Holsti, Kalevi J. 1996. *The State, War, and the State of War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Walter, Barbara. 1997. "The Critical Barrier to Civil War Settlement," *International Organization*. **51**: 335-364.
- _____. 2002. *Committing to Peace: The Successful Settlement of Civil Wars*. Princeton: Princeton University Press.
- Weingast, Barry R. 1998a. "Constructing Trust: The Political and Economic Roots of Ethnic and Regional Conflicts," in Karol Soltan, Eric M. Uslaner, and Virginia Haufler, eds., *Institutions and Social Order*. Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- _____. 1998b. "Political Stability and Civil War: Institutions, Commitment, and American Democracy," in Robert H. Bates, et al. *Analytical Narratives*. Princeton: Princeton University Press.
- Werner, Suzanne. 2000. "Deterring Intervention: The Stakes of War and Third-Party Involvement," *American Journal of Political Science*. **44**: 720-732.
- 石黒馨 (2004) 「国内紛争と国際介入——もう1つのコミットメント問題——」『社会科学研究』第55巻5・6号, 29-51頁.
- 石田淳 (2002) 「国内紛争への国際介入——その理論的前提」(木村汎編『国際危機学——危機管理と予防外交』世界思想社, 所収), 81-100頁.
- _____. (近刊) 「内政干渉の国際政治学——冷戦終結と内戦」(李鍾元・藤原帰一・古城佳子・石田淳編『国際政治講座』(全四巻) 東京大学出版会, 所収).
- 河村弘祐 (2004) 「国内紛争と国際関与——コミットメント問題と外部褒章」『社会科学研究』第55巻第5・6号, 207-237頁.
- 吉川元 (2000) 「マイノリティの安全と国際安全保障」(吉川元・加藤普章編『マイノリティの国際政治学』有信堂, 所収), 225-241頁.
- 佐伯太郎 (2004) 「ポスト冷戦期のアフリカにおける国内紛争の終結と政治秩序の構築——和平プロセス崩壊の国際的側面」『東京都立大学法学会雑誌』第44巻第2号, 457-501頁.
- 中井和夫 (2000) 「旧ソ連地域におけるエスニック紛争の構造」『国際問題』第483号, 15-26頁.